

④「JASSO 海外留学支援制度」、「官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）」に採用になった方へ

「JASSO 海外留学支援制度」、「官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）」に採用になられている場合、国内で貸与を受けている奨学金に関する手続きが異なります。以下の一覧を参考に手続きを行ってください。

《現在奨学金の貸与を受けている方》

◆留学中の継続貸与を希望する場合

国際課を通じての「JASSO 海外留学支援制度」、「官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）」申請手続きの中で、国内での貸与奨学金の継続を希望する旨をお伝えください。「②留学奨学金継続願」の提出は必要ありません。

◆留学中の休止を希望する場合

別紙「③異動届（休止）の提出」を確認の上、期限内に手続きを行ってください。

《奨学金の追加・新規出願を希望する場合》

別紙「①短期留学奨学金（第二種）」を確認の上、期限内に出願手続きを行ってください。

なお、「JASSO 海外留学支援制度」採用者については、以下の「第一種奨学金（海外協定派遣対象）」の出願も可能です。希望される方は、以下の詳細をご確認の上、手続きを行ってください。（※「官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）」採用者は対象外）

◎第一種奨学金（海外協定派遣対象）について◎

《制度概要》

◆奨学金の種類

第一種奨学金（無利子貸与奨学金）※国内の第一種奨学金と同様

◆貸与月額

30,000 円・54,000 円・64,000 円（自宅外生のみ選択可）の中から希望の額を選択します。

◆貸与期間

①貸与始期：海外留学支援制度（協定派遣）の支給開始月

②貸与終期：開学留学支援制度（協定派遣）の支給終了月（※途中辞退可）

◆保証制度

①か②のいずれかを選択します。

①人的保証制度：連帯保証人及び保証人を選任

②機関保証制度：保証機関の連帯保証を受ける。（保証料の支払いが必要）

◆貸与対象者

当該年度海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学する者

なお、次のものは対象外ですので、ご注意ください。

①海外留学支援制度（協定派遣）の給付期間が3ヶ月未満の者

②国内の第一種奨学金を貸与継続中のもの（第一種奨学金の重複貸与は不可）

◆留学時特別増額貸与奨学金（有利子・一時金）〈別紙参考〉

留学時に必要な一時資金として、月額とは別に留学時1回限りの増額貸与を申し込むことができます。10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から希望の額を選択します。

★選択した貸与月額の初回振込時に併せて振り込みます。（留学前の振込不可）

★留学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません

《新規出願手続きの手順》

1. 奨学金係窓口で説明資料を受け取る（JASSO 採用決定後）

2. 資料を基に必要な書類を準備する

3. 必要書類を学生課奨学金係窓口へ提出する

※上記手続きは、出願に係る手続きです。採用後、別途手続きが必要となります。

◆平成29年度 第一種奨学金（海外協定派遣対象）出願期限

【毎月月末締め切り】（書類提出月の3ヶ月後に初回入金）

※留学開始3ヶ月以上前の申請はできません

◆提出書類 ※希望される方は学生課奨学金係窓口でお受け取りください

①「申込書

②「収入に関する証明書類」を添付した「証明書類綴り」

※父・母両方の収入に関する証明書が必要です（無収入の場合も証明書必要）

③「第一種奨学金（海外協定派遣対象）申込みに係る重要事項確認」

④「第一種奨学金（海外協定派遣対象）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」

※①～③は「貸与奨学金を希望する皆さんへ」に同封されています

手続きの詳細は、学生課奨学金係窓口にてご確認ください。